

## 【フランス】2018年予算法

海外立法情報課 安藤 英梨香

\* 2017年12月30日、投資の促進と企業の成長を目的として、連帯富裕税の撤廃と法人税の引下げを定めた2018年予算法が成立した。予算法は、家計の購買力向上や環境保全のための措置等も定めている。

### 1 概要

2017年9月27日に、2018年予算法案が提出された。2017年5月14日に就任したマクロン(Emmanuel Macron)大統領にとって、これが初めての予算編成となる。そのため、予算法案においては、同時に提出された2018年から2022年までの財政計画法案<sup>1</sup>と共に、今後の財政目標が定められ、富を再分配するためにまず富を創出する必要があるとの考えに基づく経済の活性化のための投資・イノベーションの促進、減税等による家計の購買力向上、企業の成長と雇用の促進及び財政健全化のための措置等に取り組むことが打ち出された。

フランス経済は2015年以降緩やかな回復に転じており、IMF(国際通貨基金)によると、2015年のGDP成長率は1.1%、2016年は1.2%、2017年は1.6%であった<sup>2</sup>。2018年予算法案においては、GDP成長率を1.7%と見込めることを前提とし、財政赤字は829億ユーロ<sup>3</sup>(2017年予算法案においては693億ユーロ)、対GDP比2.6%(同2.7%)に改善すると予測した。

予算法案は、「2017年12月30日の2018年予算法律第2017-1837号」<sup>4</sup>(以下「予算法」)として成立し、12月31日に公布された。最終的な2018年当初予算額は、一般会計の歳入が2998億ユーロ、歳出が3865億ユーロである。特別会計に相当する附属予算(budgets annexes)及び特別勘定(comptes spéciaux)の10億ユーロの黒字を合わせると、予算全体の収支は857億ユーロの赤字となり、赤字額は2017年予算法の693億ユーロから164億ユーロ増加している。

### 2 予算法による主な施策

#### (1) 連帯富裕税の廃止と不動産税の創設

130万ユーロを超える純資産所有者に毎年課されていた0.5%~1.5%の連帯富裕税(impôt de solidarité sur la fortune: ISF)が投資促進のために廃止され、それと同時に一定以上の資産を有する者の不動産のみを対象とした不動産税(impôt sur la fortune immobilière: IFI)が創設された。実質的に連帯富裕税のうち金融資産にかかる税が撤廃された形となり、金融資産を多額に保有しているのは高所得者等であることから、富裕層優遇措置だとの批判がある。

\* 本稿におけるインターネット情報は2018年1月12日現在である。

<sup>1</sup> Projet de loi de programmation des finances publiques pour les années 2018 à 2022. <<http://www.assemblee-nationale.fr/15/projets/pl0234.asp>>

<sup>2</sup> World Economic Outlook Database October 2017 <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2017/02/weodata/index.aspx>>

<sup>3</sup> 1ユーロは約132円(平成30年1月分報告省令レート)。

<sup>4</sup> Loi n° 2017-1837 du 30 décembre 2017 de finances pour 2018. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/12/30/CP-AX1723900L/jo/texte>>

## (2) 法人税の引下げ

フランスでは 33.33%の法人税が適用されていたが、マクロン大統領は大統領選挙中から EU 平均の 25%と比べ高く、企業の成長を妨げるとしていた。予算法では、法人税を段階的に引き下げ、2022 年までに 25%にする方針が定められた。具体的には、2018 年に利益のうち 50 万ユーロまでは 28%、それ以上は 33.33%に、2019 年に利益のうち 50 万ユーロまでは 28%、それ以上は 31%に、2020 年においては 28%に、2021 年においては 26.5%に設定される。

## (3) 住宅政策

フランスの住宅手当には、子のいる世帯等に支給される家族住宅手当 (allocation de logement familiale: ALF)、家賃や住宅ローンを支払っている者等を対象とする個別住宅支援費 (aide personnalisée au logement: APL)、低所得者に支給される社会住宅手当 (allocation de logement sociale: ALS) の 3 種類が存在する。このうち APL は、家賃と住宅ローンが支給対象となるもので、2016 年には 180 億ユーロが費やされたが、支給分を見越して賃料が設定され、結果として貸主の収入が増え、賃料が高くなるだけだという指摘があった。これを受けて政府は、2017 年 10 月に APL を 1 世帯当たり月額 5 ユーロ減額する措置を適用した。予算法においても、APL 予算を 17 億ユーロ削減することが定められた。一方で、家賃高騰による住居確保の難しさを改善するために、低所得者向けの住宅である社会住宅 (logement social) の居住者が、その所得が規定額を 20%以上超えている場合に賃料の補充として支払う連帯賃料 (loyer de solidarité)<sup>5</sup>を引き下げること定められた。また、住居占有者に課せられる住居税は、全世界帯のうち 80%の世帯について、2018 年に 30%減額、2020 年までに廃止する方針が盛り込まれた。

## (4) 環境政策

フランスでは自動車の半数以上は、燃料費が比較的安価なディーゼルエンジンを搭載しているとされる。しかし、ディーゼル車や古い型のガソリン車が大気汚染の一因となっていることから、2015 年から、こうした自動車の所有者が低排出ガス車に買い換える際の特別手当 (いわゆるスクラップボーナス) が非課税世帯に支給されていた。2018 年予算法によって、この特別手当の支給対象が拡大された。非課税世帯で 2006 年以前に登録されたディーゼル車の所有者、課税対象世帯で 2001 年以前に登録されたディーゼル車の所有者、非課税世帯か課税対象世帯かにかかわらず 1997 年以前に登録されたガソリン車の所有者は、特別手当の支給対象となる。

また、フランスでは地球温暖化対策として、2014 年から化石燃料の内国消費税 (taxe intérieure de consommation sur les énergies fossiles) 率に炭素比例部分 (いわゆる炭素税) を設け、2030 年までに二酸化炭素 1 トン当たりの課税を、30.5 ユーロ (2017 年時点) から 100 ユーロまで引き上げることを目指している。2018 年予算法では、この目標を達成するために、気化燃料、特にディーゼル燃料に対する増税が定められた。

### 参考文献

- ・ *Dossier de presse, les moyens de l'action 2018*, 2017.9.27. <<http://proxy-pubminefi.diffusion.finances.gouv.fr/pub/document/18/22727.pdf>>
- ・ 有利浩一郎「マクロン政権の誕生、そして初の予算編成」『ファイナンス』平成 29 年 11 月号, 2017.11, pp.18-27. <[http://www.mof.go.jp/public\\_relations/finance/201711/201711f.pdf](http://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201711/201711f.pdf)>

<sup>5</sup> 連帯賃料を支払えば、所得が規定額を超えていても退去する必要はない。